

◎ 広告掲載基準（掲載できない広告の具体例）

要綱第3各号の項目	掲載できない広告の具体例
(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの	・ 個別法により表現内容等に禁止事項があるもの 医療法 柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 ・ 不当景品及び不当表示防止法による誇大広告の規制 ・ 長野市屋外広告物条例による屋外広告物の規制
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	「公の秩序」 → 国家・社会の秩序や一般的利益 「善良の風俗」 → 社会の一般的道德観念 ・ いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの ・ 個人や他企業等を誹謗中傷するもの ・ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
(3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの	・ 過剰な利益追求を内容とするもの ・ 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの ・ 市が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
(4) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類似する営業に係るもの	・ キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業 ・ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、国家公安委員会規則により計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの ・ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5㎡以下である客席を設けて営むもの ・ まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他施設を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業 ・ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれがある遊戯に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊戯設備により客に遊戯をさせる営業
(5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの	・ 公職選挙法に抵触するおそれがあるもの ・ 政党等の講演会等に関するもの ・ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの ・ 布教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの ・ 個人又は法人等の名刺広告 ・ 個人、団体等の主義主張に関するもの（意見広告）

(6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの	・水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの ・暴力又はわいせつ性を連想させるもの
(7) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの	・債権の取立、示談引受けなどをうたったもの ・氏名、写真、商標、著作物等が無断で使用了もの ・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの ・消費者金融に係るもの ・たばこに係るもの ・社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの ・消費者被害の未然予防等の観点から適切でないもの ・良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの ・責任の所在が不明確なもの ・内容が不明確なもの ・虚偽又は誤認されるおそれがあるもの （誤認の例） 1 広報記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの 2 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの 3 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを引用して権威づけようとするもの 4 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの

（令和3年3月2日更新）